

鳥取県告示第 347 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字西谷字黒田上エ948の18、948の19、字上ミ梨子木949の 5、950の 4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため